

## 平成 26 年度第 5 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

- 開催日時** 平成 27 年 2 月 6 日 (火) 14:00~16:15
- 開催場所** 青森市福祉増進センター(しあわせプラザ) 3階 中会議室
- 出席委員** 村上秀一委員、出雲祐二委員、風晴賢治委員、木村隆次委員、鹿内文子委員、鹿内由記子委員、杉本正委員、三浦裕委員、山内了介委員 <<計 9 名>>
- 欠席委員** 亀田雅代委員、中嶋卓美委員、林本章委員 <<計 3 名>>
- 事務局** 健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 和田孝行、健康福祉部参事高齢介護保険課長事務取扱 赤坂寛、浪岡事務所健康福祉課長 山口朋子、高齢介護保険課主幹 野登浩一、高齢介護保険課主幹 柳谷勝司、高齢介護保険課主幹 三ヶ田正治、高齢介護保険課主査 佐藤源志、高齢介護保険課主査 北澤瑞穂、高齢介護保険課主査 向中野葉子、高齢介護保険課主事 鳥羽隆仁、高齢介護保険課主事 菅原千尋、高齢介護保険課主事 葛西光明 <<計 13 名>>

- 会議次第**
- 1 開 会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 案 件
    - (1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第 6 期計画(案)について
      - ①第 6 期計画(素案)に対する意見について
      - ②目標とする指標の考え方
      - ③第 6 期計画における介護保険料の設定(案)及び減免制度の拡充(案)について
    - (2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定等について
  - 4 そ の 他
  - 5 閉 会

## **案件（1）青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画（案）について**

### **①第6期計画（素案）に対する意見について**

事務局から、資料1のとおり、第6期計画（素案）に対する意見について説明があった。

#### **意見、質疑応答**

なし。

#### **案件（1）の①について了承**

## **案件（1）青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画（案）について**

### **②目標とする指標の考え方について**

事務局から、資料2及び資料3のとおり、目標とする指標の考え方について説明があった。

#### **意見、質疑応答**

##### **○委員**

資料2の5ページの第3節における3段目にある「地域ケア会議開催回数」の考え方について、地域ケア会議をどのように活用し地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいくかが重要であることや、国の改正により、保険者の求めがあれば情報提供に応えることが義務化され、地域にいるケアマネージャーが事例を最低1年に1回、地域ケア会議に提出することが必要となることを踏まえ、目標値の考え方を再考してほしい。

##### **○事務局**

目標値について検討する。

##### **○委員**

第5章の交通安全活動の推進について、高齢者の運転により周囲に迷惑をかける場合もあるように、事故に遭うのみならず、事故を起こさないことが重要であることから、運転免許の返上に関する取組みなどの記載も検討してほしい。

##### **○事務局**

記載について検討する。

#### **案件（1）の②について委員意見を反映することとして了承**

## **案件(1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第6期計画(案)について**

### **③第6期計画における介護保険料の設定(案)及び減免制度の拡充(案)について**

事務局から、資料4のとおり、第6期計画における介護保険料の設定(案)及び減免制度の拡充(案)について説明があった。

#### **意見、質疑応答**

##### ○委員

911円上昇というのは、5期での赤字償還などを考えると、できる限り介護保険料を低く抑えたように感じており、事務局の案には賛成する。

ただ、青森県は低所得者が多い割に、保険料が高い地域であることから、介護保険料の基準額を下げる必要はあると考えているため、検討してほしい。

例えば、今回、中間層に保険料の料率設定で配慮しているが、第7段階の方は、今回は減免制度の対象にもなるので、従前の料率に戻して、その分で基準額を下げることも考えてみてはどうか。

##### ○事務局

減免の拡充により第7段階の方も対象としていることから、第7段階のかたの料率を従前に戻すことにより、介護保険料の基準額を下げることは可能であると考えてるので、適正に介護保険制度を運営できることを考慮しながら、再度算定することとしたい。

## **案件(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定等について**

事務局から、資料5及び資料6のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定等について説明があった。

#### **意見、質疑応答**

なし。

#### **その他**

事務局から、審議いただいた内容を踏まえ、介護保険料について再度算定後、委員の皆様個別にお知らせすることとしたい旨提案し、了承。